

『年金・国籍・老後の日本帰国』に関する講演会

以下の記事はシカゴ新報社のご厚意により転載を許可された記事です。

年金・国籍・老後の日本帰国などに関する講演会が9月20日、シカゴ日本人会の主催で開催された。年金については若い人達の関心も高く、会場となったフォーレストビュー・エデュケーショナル・センターには200人以上が参集した。講師を務めたのは、海外年金相談センターの市川俊治氏で、講演の途中でも質問に丁寧に答えてくれた。講演内容は下記の通り。

1. 日本の年金は25年以上加入が必要だが、諦めるのは早い！

日本の年金は25年以上加入が必要。だが、米国在住の人で加入期間が25年に達しない人の9割は、カラ期間の活用と日米社会保障協定の活用で年金を受給できる。

①カラ期間の活用－1961年4月以降、20歳から60歳までの間に海外に日本国籍で在住していた期間を「カラ期間」という。このカラ期間と日本で働いていた期間が合計で25年以上になれば、年金を受給できる。

②日米社会保障協定の活用－日米社会保障協定が2005年に締結され、米国での年金加入期間を加算して25年以上になれば、日本の年金を受給できる。例：日本で10年間厚生年金に加入し50歳で渡米、15年間SSに加入し、現在65歳の人の場合。カラ期間の活用でも日米社会保障協定の活用でも25年になるが、カラ期間が優先される。カラ期間の証明が重要となる。

③「年金機能強化法」が実施されれば、2017年4月から受給資格が25年から10年に短縮される。こうなれば殆ど10割の人が年金を受給できる。ただし、2017年の消費税10%の実施が前提。

※日本でどれぐらい年金に加入していれば良いのか？

規定では1ヶ月以上厚生年金か国民保険に入っていれば良いことになっているが、実際には1年以上でないと申請する意味がないというのが市川氏のコメント。

2. 何歳から年金を受給できるのか？

厚生年金：

60歳から－男性で1953年4月1日以前に生まれた人。

60歳から－女性で1958年4月1日以前に生まれた人。

61歳から－男性で1953年4月2日から1955年4月1日までに生まれた人。

61歳から－女性で1958年4月2日から1960年4月1日までに生まれた人。

男性で 1961 年4月2日以降、女性で 1966 年4月2日以降に生まれた人は、全員 65 歳から。

国民年金:一律 65 歳から。

3. 日米社会保障協定の恩恵

・同協定が 2005 年 10 月 1 日に発効となり、5年以内の滞在の場合は、日米の年金制度のいずれか一方のみに加入すれば良いことになった。日本の年金を継続すれば、SSを支払う必要はない。

・SSを払っていても日本に帰国すれば掛け捨てとなっていたが、同協定の発効以降は日本の年金に加算して受給することができる。

4. 米国籍になっても日本の年金を受給できるか？

日米の年金に国籍は関係なく、米国籍になっても日本の年金を受給できる。ただし、日本で働いていた人が渡米して米国籍になる場合、年金受給資格の 25 年に達していなければ 25 年になるようにカラ期間を計算した上で米国籍に変更する。

5. 日本と米国の年金を受給する場合

基本的には日米の年金制度は各々別個の制度であり、受給条件を満たせば両国から年金を受給できる。しかし、米国には WEP という棚ぼた排除条項があり、日本の年金受給者は米国年金が減額される。但し、国民年金、遺族年金の受給者は例外となる。また、SSTax を社会保障上の高額所得レベルで 30 年以上支払った人も対象外となる。減額の最高額は月に約 413 ドル。(2015 年に 62 歳で退職し、年金加入期間 20 年以下の場合)年金が比較的低額の場合は、日本の年金の半分を上回る減額はない。

対策:米国の年金をもらう時に、日本の年金を受給していなければ「No」と答える。受給している場合は、対象外となる国民年金は差し引き、正確な受給額を出しておく。おおよそで答えると、その金額に対して減額され続けることになる。

老齢厚生年金の受給を先延ばしにする事も一つの対策。71 歳から受給すれば受給額が増え、82 歳以上生きれば得をする計算になる。

6. 将来の年金請求への備え

① 年金加入記録の整理

被保険者証、年金手帳、基礎年金番号

② 勤務記録の整理

被保険者証、年金手帳がない場合—勤務先名、所在地、勤務期間(国民年金なら加入していた時の住所、加入期間)を年金事務所に申し出て記録を確認する。

窓口の末端に記録がない場合は、古い台帳調査を依頼する。

③ カラ期間の証明のためのパスポート保有

カラ期間の証明方法は、パスポート、戸籍の附票、領事館発効の在留証明(日本人)、居住証明(元日本人)、法務省が発行した出入国記録(インターネットで入手できる)。ガス、電気の請求書、不動産資料なども保存しておく。

④ 日本に銀行口座開設の薦め

米銀行の Handling charge を節約するため、貯まったら送金してもらおう。

⑤ 年金事務所に米国の住所を届けておく。届けておけば、日本年金機構から重要な通知が届く。届け出先は日本年金機構本部。年金事務所でも変更手続きが可能。日本の身内に委任状を渡して変更手続きをすることもできる。

7. 年金受給者

① 現状届け—公的年金受給のための在留証明は総領事館に郵便申請できる。

② 「租税条約に関する届出書」

—居住者証明(IRS Form 6166 申請は Form 8802 手数料は\$85)

二重課税回避のため3年毎に日本年金機構から書類提出の知らせが来る。源泉徴収の対象にならない提出省略可能な年金額は 65 歳未満 年額 70 万円未満、65 歳以上 年額 120 万円未満の場合。

「年金額が源泉徴収の対象外のため、租税条約に関する届出書等は提出しません」と記載の上、書類を提出。但し、65 歳から等年金額が増額する場合があるため注意する。

③ 住所、振込変更先など各種問い合わせ先

書面:

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

日本年金機構本部 外国給付担当係

電話:81-3-6700-1165

④ 65 歳の時の繰り下げ(66 歳から 70 歳まで選択)

増加率

66 歳(8.4%)

68 歳(25.2%)

70 歳 (42.0%)

遺族年金

日本の年金を受給している人、または、まだ受給していないが受給資格のある人が亡くなった場合、遺族年金の受給資格がある人が継続して受給できる制度。

遺族年金には遺族基礎年金と遺族厚生年金がある。

・遺族基礎年金

- ① 国民年金をもらっている人が亡くなった時
- ② 老齢基礎年金の受給資格のある人が、年金受給前に亡くなった時
- ③ 国民年金に加入中の人が亡くなった時

・遺族厚生年金

- ① 老齢厚生年金をもらっている人が亡くなった時
- ② 老齢厚生年金の受給資格のある人が、年金受給前に亡くなった時
- ③ 厚生年金に加入中の人が亡くなった時
- ④ 厚生年金加入中の傷病がもとで初診日から5年以内に死亡した時

※米国在住の人は①と②のケースが多いが、2005年10月の日米社会保障協定の発効に伴い、③のケースも出てくる。

2005年10月以降に亡くなった人で、日本で働いたことがあり、60歳までのカラ期間を足して25年になれば受給資格がある。

また、日本の年金加入期間と米国の年金加入期間を通算して25年以上ある人も老齢年金をもらう資格がある。

厚生年金加入の場合も、米国移住後に米国年金加入中に亡くなり、通算25年になれば遺族年金の受給資格がある。これは③に該当する。

年金を受給できる遺族の要件

・遺族基礎年金

遺族基礎年金を受け取れる遺族は、亡くなった人により生計を維持されていた「子どものある配偶者」か「子ども」。

母子家庭が主な対象の制度だったが、2014年4月からは父子家庭も遺族年金を受給できるようになった。

・遺族厚生年金

遺族厚生年金を受け取れる可能性のある遺族は、亡くなった人に扶養されていた妻、子、夫、父母、孫、祖父母。このうち最も順位の高い人に遺族年金が支給される。

「扶養されていた」とは、「一緒に生活し、年収が 850 万円未満であること」をいう。遺族の国籍は問われないが、妻以外の遺族は次の要件を満たす必要がある。

1. 夫の場合、妻の死亡時に 55 歳以上であること。遺族年金は夫が 60 歳になってから支給される。
2. 子どもや孫の場合は、18 歳になった後の3月末までであること。日本でいえば、高校卒業までの子どもまたは孫であること。
3. 父母や祖父母の場合は、受給資格があった人の死亡時に 55 歳以上であること。遺族年金は 60 歳になってから支給される。

・遺族厚生年金を受ける順位

第一順位:妻、子、夫

第二順位:父母

第三順位:孫

第四順位:祖父母

第一順位の中には①子のある妻、②子、③子のない妻、④ 55 歳以上の夫の順となる。例えば妻が再婚して遺族年金をもらえなくなった時は、子どもがもらえるようになることがある。子どもと夫の関係も、子どもがもらえなくなったら夫がもらうことになる。

第一順位の遺族がいる時は、第二順位以下の遺族は年金を受け取れない。遺族年金受給者が死亡した場合は、年金は打ち切られる。

給付の種類と年金額

・遺族基礎年金

① 支給額は 780,100 円 + 子どもの加算額。(1人目と2人目の子どもの加算額は 224,500 円、3人

目以降は1人当たり 74,800 円)

② 子どもが遺族基礎年金を受給する場合子が 1 人の場合は 780,100 円。加算は第2子以降について行い、子 1 人当たりの年金額は合計を子どもの数で割った額。

・遺族厚生年金

① 夫が受け取っている、或いは受け取るはずの老齢厚生年金の報酬比例部分の年金額の約4分の3が妻に遺族年金として終身支給される。

配偶者自身が厚生年金の受給者の場合

ケース1: (イ)死亡した人の報酬比例部分の4分の3、(ロ)死亡した人の報酬比例部分の3分の2 + 自分自身の老齢厚生年金額の2分の1で、(イ)か(ロ)のどちらか高い方。

ケース2: (イ) - 死亡した人の報酬比例部分の4分の3、(ロ) - (イ)の3分の2 + 自分の老齢厚生年金の2分の1で、どちらか高い方。

② 婦加算 - 夫の厚生年金加入期間が20年以上の場合で、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計維持された妻が受給できるが、日米社会保障協定の発効により、米国年金加入期間と厚生年金加入期間とを通算して20年以上であれば、厚生年金加入期間が20年未満でも加入期間に応じた額が寡婦加算として支給される。これは2005年11月以降。

・中高齢寡婦加算

次のいずれかに該当する妻が受け取る遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、585,100円が加算される。

* 夫が亡くなった時、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子どもがいない妻。

* 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子どものある妻が、子どもが18歳到達年度の末日に達したため、遺族年金を受給できなくなった時。

・経過的寡婦加算

65歳以上になると経過的寡婦加算として妻の生年月日により一定額が支給される。遺族厚生年金を受けている妻が65歳になり、自分の老齢基礎年金を受けようになった時に65歳までの中高年付加加算に代わり加算される。

ここが知りたいQ&A

Q: 日本国籍の人がアメリカ国籍に変えた場合、日本の国民年金はもらえるのか？

A: 国籍に関係なく受給できる。日本国籍である間に日本の年金の受給資格が取得できていれば、国籍が変わっても日本の年金を受け取れる。カラ期間を使って20年になってから米国籍に変える方が得策。

日本の年金受給のための加入期間の不足分を米国年金(ソーシャルセキュリティ)の加入期間との通算で受給資格を得る場合は、日本の年金の受給資格を取得する前に国籍を変更しても問題はない。

Q:ビザで20年以上米国に駐在し米国年金の取得権があるが、日本に帰任すると米国の住所や銀行口座が無くなる。米国の年金を日本で受給できるのか？

A:できる。日米いずれの年金も、世界中送金可能。

Q:アメリカ人の配偶者と離別あるいは死別した場合、配偶者のソーシャルセキュリティを日本人配偶者が受給できるか？

A:受給できる。

・離婚した元妻が夫の年金を受給する条件は①受給者との10年以上の婚姻関係があること②62歳以上で受給開始時に独身であること※受給後に再婚した場合、その結婚が終了(死別、離別、取り消し)しない限りは年金を受け取ることはできない。

・離婚した元配偶者が遺族年金を受給するためには①受給者との10年以上の婚姻関係があること②60歳以上で受給開始時に独身であること

※60歳から62歳未満で再婚した場合、元配偶者の年金を受給できる。62歳に達した際に、再婚者の勤労に基づいて受給できる年金と比較して高い方を受給することができる。

Q:上記の遺族年金を日本で受給することは可能か？

A:日本で受給できる。

Q:永住ビザ上アメリカ人夫の姓と、日本の戸籍上(パスポートと同じ旧姓)と2つになっているが、問題になるか？

A:日本の年金申請のために名前を1つにする必要はなく、日本で働いていた時の名前(戸籍上の名前)と米国での名前が異なっても年金手続き上は問題ない。

Q:米国年金は収入があると減額されるか？

A:66歳以上(Full Retirement Age)の受給者への収入制限は無い。

・62歳から65歳までの年収上限は\$15,720。上限を超えると\$2の収入に対して\$1減額される。

・66歳になる年度で66歳の誕生日まで(例:7月生まれの場合、66歳になる年の1月から6月分まで)の年収上限は\$41,880。上限を超える場合は\$3の収入に対して\$1が減額される。

減額はされるが、一方でSS Taxを払っているので、毎年年金額はその分増額になる。

Q:日本に帰り米国から年金をもらう場合、グリーンカードを維持する必要があるか？

A:必要ない。米国SSA(米国社会保険庁)は米国外滞在者に対する米国年金の支払いについて(What happens to your right to Social Security Payments when you are outside the U.S.)次のように説明している。

a) 米国籍者の場合、受給資格さえあれば米国外に滞在していても米国年金を支払う。(原則は米国籍でなければ年金は支給されない)但し、あなたが次の国の国民である場合は、米国外にどれだけ滞在しようと、受給資格さえあれば米国年金は引き続き支払われる。対象国は、日本、オーストラリア、イスラエル、フランス、韓国等 21 カ国。

b) あなたが米国籍者でなく、日本、フランス、メキシコ、ブラジル等 77 カ国の国民である場合、6ヶ月以上米国外に滞在した場合、次の例外国を除き、米国年金の支払いは米国を離れた6ヶ月後に停止する。例外国は現在米国が社会保障協定を締結している国で、日本、オーストラリア、フランス、韓国等 21 カ国。

以上から、日本国籍者は米国外に住んでいても米国年金の受給資格さえあれば、年金を受給できる。

※ SS オフィス窓口で、この取り扱いを間違えて説明されることが多々あるので要注意。

特記:グリーンカード放棄、米国籍離脱した場合、一定の条件に該当すると出国税が課せられる。3種類の出国税の一つに課税繰延資産の 30%源泉課税があるが、米国年金は課税繰延資産の対象ではない。

市川俊治氏



日本企業に 38 年間勤務(ニューヨークとシカゴ駐在8年を含む)。退職後、外務省が 2003 年より開始した領事シニアボランティア制度の第一期生として在ニューヨーク総領事館に 3 年間勤務。その後在サンフランシスコ総領事館に 2009 年 2 月から 3 年間勤務。2012 年 2 月日本に帰国後、海外年金相談センターを設立し『年金・国籍・老後の日本帰国』の相談を E-Mail、電話等で受けている。HP の検案件数は月 300 件を超えている。同年金講座の講師、市川俊治氏はボランティアで質問に答えてくれる。連絡先は

nenkinichikawa@gmail.com

ウェブサイトは

<http://nenkinichikawa.org>